

類型分類ごとの設備の抽出 第8条（竜巻）の例

類型分類ごとに変更許可等を踏まえ設備の抽出を行い、各条文に対し設計方針等を説明する必要のある設備を明確化する。

A.新規に設置するもの

- ・新たな要求の下、新規に設置した竜巻防護対策設備が該当。（竜巻防護対象設備は許可にて明確化）
- ・新たに設置した竜巻防護対象設備
⇒設計では、防護対象設備の安全機能が損なわれないこと（竜巻の気圧差で破壊しないこと、飛来物が当たらない、当たっても安全機能を損なわない）。

B.既設 B-1:設計条件が変更になったもの

- ・該当なし

B-2:設計条件が追加になったもの

- ・竜巻防護対象設備及び波及影響を考慮すべき設備が該当（対象は許可にて明確化）
⇒設計は、Aと同様

B-3:新たに申請対象になったもの

- ・該当なし

B-4:設計条件に変更がないもの

- ・竜巻防護対象設備ではない安有設備は、代替設備等により安全機能を損なわないため、竜巻防護の要求を満足しており、設計条件に変更はない